

意見書案第7号

外国人地方参政権問題について十分な議論と情報開示を求める意見書案の
提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提
出いたします。

平成22年3月15日

川崎市議会議長 潮田智信 様

提出者	川崎市議会議員	飯塚正良
	〃	東正則
	〃	粕谷葉子
	〃	西讓治
	〃	立野千秋
	〃	雨笠裕治
	〃	玉井信重
	〃	青山圭一
	〃	伊藤久史
	〃	織田勝久
	〃	堀添健
	〃	三宅隆介
	〃	飯田満子
	〃	太田公子
	〃	山田益男
	〃	市川佳子
	〃	岩隈千尋

外国人地方参政権問題について十分な議論と情報開示を求める意見書

政府は、今国会における外国人に地方参政権を付与する法案の提出を見送った。

その背景には、この法案に対する賛成論と反対論とが与党内においてもせめぎあっている現状と、国民世論においても賛否両論に分かれているという動向がうかがえる。

本市議会においては、去る3月11日の所管委員会において、この法案に関する請願及び陳情が審査されたが、賛成論、反対論や慎重論まで様々な議論が展開され、継続審査となっている。

一方、他の地方議会においても同様の議論がなされているが、これらについてもやはり様々な意見が交わされ、正に国論を二分するようなテーマとなっている。

こうした重要なテーマについては、立法機関の構成員である国会議員はもちろんのこと、日本国民各位が正確かつ客観的な知識と情報を得ていかなければならない。その上で、多面的かつ複合的な観点から議論を重ねて結論を導き出すことが求められる。

しかしながら、残念なことに現在においては、国政においても地方議会においても、その環境が整っている状況とは言い難い。多くの地方議会でも議論が割れている現状がそのことを示唆している。

よって、国におかれては、すべての国民がこの問題に関する正しい知識を得て正しい判断ができるように、あらゆる情報や問題点を全国民に開示し、最大限、国益にかなう結論を時間をかけて導き出すとともに、外国人地方参政権の付与が、日本国の国益にどのような影響をもたらすことになるのか国民に分かりやすく提示されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　あて

総務大臣

法務大臣

外務大臣